

# 国立大学法人佐賀大学情報戦略本部規則

(平成22年12月22日制定)

## (設置)

第1条 国立大学法人佐賀大学（以下「本学」という。）に、国立大学法人佐賀大学情報戦略本部（以下「戦略本部」という。）を置く。

## (目的)

第2条 戦略本部は、本学の情報戦略の基本方針を策定することにより、本学の教育、研究、診療及び業務の高度化を図ることを目的とする。

## (組織)

第3条 戦略本部は、次に掲げる本部員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事（教育・学生担当）
- (3) 理事（研究・国際貢献担当）
- (4) 理事（企画・財務・社会貢献担当）
- (5) 附属図書館長
- (6) 総合情報基盤センター長
- (7) 高等教育開発センター長
- (8) 医学部附属病院医療情報部長
- (9) 広報室長
- (10) 事務局長
- (11) その他学長が指名した職員 若干人

## (本部長)

第4条 戦略本部に本部長を置き、前条第1号の本部員をもって充てる。

- 2 本部長は、戦略本部の業務を総括する。
- 3 本部長に事故があるときは、次条に規定する副本部長が、その職務を代行する。

## (副本部長)

第5条 戦略本部に副本部長を置き、第3条第3号の本部員をもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長の指示を受け、戦略本部の業務を掌理し、及び連絡調整する。

## (情報企画委員会)

第6条 戦略本部に、情報戦略の基本方針等を具体的に審議するため、情報企画委員会を置く。

- 2 情報企画委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

## (事務)

第7条 戦略本部の事務は、情報企画室が行う。

## (雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、戦略本部の運営に関し、必要な事項は、本部長が別に定める。

## 附 則

この規則は、平成22年12月22日から施行する。